

令和7年度 長野市内の環境測定結果について

令和8年5月29日（金）
環境部環境保全温暖化対策課
担当 久保宮
電話:026-224-8034（直通）内線3018
E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp

長野市では、平成10年度から環境中のダイオキシン類及び有害大気汚染物質の濃度を継続的に測定しています。

この度、令和7年度の測定結果がまとまりましたので公表します。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により行われた特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の測定結果も公表します。

令和7年度長野市内環境ダイオキシン類調査結果【別紙1】

- ・ 長野市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類濃度の測定をしている。
- ・ 令和7年度に実施した大気、水質、底質、土壌の測定結果がまとまったことから公表する。
- ・ 測定地点
大気 6地点（一般環境2地点、固定発生源周辺4地点）
水質 4地点（河川3地点、地下水1地点）
底質 3地点（河川3地点）
土壌 5地点（一般環境4地点、固定発生源周辺1地点）
- ・ 大気、水質、底質、土壌の全ての地点において環境基準を達成した。

令和7年度長野市有害大気汚染物質調査結果【別紙2】

□吉田一般環境大気測定局、篠ノ井一般環境大気測定局

- ・ 長野市では、平成10年度より大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの）のうち優先取組物質として指定されたものについて測定を実施している。
- ・ 昨年度に引き続き12回実施した測定の結果がまとまったことから公表する。
- ・ 両局とも、環境基準が定められている4物質は環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている11物質は全て指針値未満であった。

令和7年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果【別紙3】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により実施された、特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の令和7年度分の測定結果がまとまったので公表する。
- ・ 大気基準適用施設については、6施設の排出ガス濃度報告があり、すべて排出基準を満たしていた。なお、1施設が廃止となり3施設が休止中となっている。
- ・ 水質基準適用施設については、報告対象4施設の全てから排水濃度の報告があり、すべて排出基準を満たしていた。(循環使用等により公共用水域へ汚水等を排出しない施設は報告義務が免除されている。)
- ・ 特定施設のうち廃棄物焼却炉は、焼却炉から排出される焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類を測定することが義務づけられている。排出基準はないが、廃棄物処理法の処理基準により処理しなければならない。